福岡市資源物回収協定書 (ひな形)

甲 福岡市

Z 0000

福岡市(以下「甲」という。)及び〇〇〇(以下「乙」という。)は、福岡市資源物回収協定制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(定義)

第1条 この協定における用語の意義は要綱の例による。

(甲の青経)

第2条 甲は、要綱に基づく制度及び乙が協定参加事業者であることの周知を図るよう努めなければならない。

(乙の責務)

- 第3条 乙は、別表第1に規定する所在地にて別表第2に規定する事業を適正に執行しなければならない。 2 乙は、前項に定めるもののほか、廃棄物処理法その他関係法令を遵守しなければならない。 (乙の名称使用権)
- 第4条 乙は、この協定の有効期間中、福岡市資源物回収協定参加事業者という名称を使用することができる。
- 2 乙は、前項の名称を使用するときは、別表第2に規定する取り扱う資源物の種類を明示して使用しなければならない。

(福岡市資源物回収協定参加事業者証明書の交付)

- 第5条 甲は、協定の締結後、福岡市資源物回収協定参加事業者証明書(要綱様式第3号)(次項において 「証明書」という。)を1部乙に交付するものとする。
- 2 証明書を交付する時期については、初回はこの協定締結後すみやかに、協定更新年度においては、甲が乙から第14条第1項に規定する協定更新の申請を受けた後から前回交付した証明書の有効期限が満了する前の間に行うものとする。ただし、第14条第3項に該当する場合はこの限りでない。

(回収実績の報告)

- 第6条 乙は、毎年度、市長が別に定める書式により前年度の回収実績を甲に報告しなければならない。 2 前項の報告手順は次のとおりとする。
 - (1) 甲が乙に照会文書を送付する。
 - (2) 乙が甲に回答文書を回答期限までに送付又は持参する。
- 3 前項に規定する報告にかかる費用は、発送者側が負担するものとする。

(変更の届出)

- **第7条** 乙は、次の各号に該当する事項に変更があったときは、市長が別に定める書式により30日以内に甲に届け出なければならない。
 - (1) 事務所又は事業場の所在地
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 回収した資源物の処理工程
 - (4) 回収した資源物の販売先
 - (5) その他第3条に定める責務を果たすうえで重要な事項

(立入検査)

第8条 甲は、第3条に定める乙の責務が履行されているか確認するため必要があると認める場合は、乙の事業場その他関係箇所に立入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第9条 乙は、第3条に定める責務を果たすうえで重大な事故が起きたときは、すみやかに甲に文書で報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第10条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 (甲の解除権)
- **第11条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
 - (1) 第3条及び第10条に違反したとき。
 - (2) 正当な理由がなく第8条に規定する立入検査を拒んだとき
 - (3) 要綱第4条に定める協定参加資格を満たさなくなったとき
 - (4) 要綱第5条に定める協定締結基準を満たさなくなったとき

- (5) 要綱第6条に定める暴力団等関与に関する欠格事由に該当したとき
- (6) その他この協定に関して重大な違反を行ったとき

(乙の解除権)

第12条 乙は、30日前までに市長が別に定める書式により甲に通知することで、この協定を解除するこ とができる。

(解除の効果)

第13条 甲は、この協定が解除された場合、乙に対して福岡市資源物回収協定参加事業者証明書の返納 を求めることができる。

(有効期間)

- 第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和○○年9月30日までとする。ただし、乙が協定 更新の申請を行った場合は、さらに2か年を更新し、以後もこの例によるものとする。
- 2 前項に規定する協定更新の申請は、文書で行うものとする。この場合において、乙は、福岡市資源物 回収協定更新申請書(様式第4号)に市長が別に定める関係書類を添えて提出しなければならない。
- 3 乙が第6条に規定する回収実績の報告を怠った場合は、第1項の規定にかかわらず協定は更新されな いものとする。

(解除の公表)

第15条 甲は、この協定が解除されたとき、又は協定の更新が行われず有効期間が満了したときは、乙 の氏名、解除の事実、解除の理由等を公表することができる。この場合において、公表により乙に損害 があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。 (その他)

第16条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

事業場の所在地	

別表第2

	事業の種類(該当するものに○を、該当しないものに−を記入)			
取り扱う資源物の種類	再生業のみ	再生目的に限った 収集運搬業のみ	再生業及び 再生目的に限った 収集運搬業	
古紙				
機密書類				

以上、協定成立を証するため本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

年 月 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市 福岡市長

Z

印